

令和元年10月17日

総合教育会議 会議録

(令和元年度 第3回総合教育会議)

開会 令和元年10月17日(木) 閉会 令和元年10月17日(木)

午前10時00分

午前11時40分

場所 西宮市役所本庁舎4階 442会議室

出席者	西宮市長 石井 登志郎	副市長 北田 正広
	教育長 重松 司郎	副市長 田村 比佐雄
	教育委員 側垣 一也	政策局長 太田 聖子
	教育委員 長岡 雅美	教育次長 坂田 和隆
	教育委員 藤原 唯人	教育次長 大和 一哉

事務局	職	氏名	職	氏名
	政策局参与	安井 洋一	教育委員会事務局参与	八橋 徹
	政策総括室長	楠本 博紀	教育総括室長	村尾 政義
	政策総括室参事	岡崎 州祐	教育企画課長	吉田 巖一郎
	政策総務課長	安座間 昌三	教育企画課係長	瀧井 佑介
	政策総務課係長	時岡 誠治	社会教育部長	上田 幹
	政策総務課副主査	森田 光彦	学校教育部長	佐々木 理
			学校教育課長	木戸 みどり

傍聴者数 2名

## 令和元年度 第3回総合教育会議

日時：令和元年10月17日（木）

於：西宮市役所本庁舎4階

442会議室

### 開会 午前10時00分

○事務局 ただいまから、令和元年度第3回目の総合教育会議を開会いたします。

開会に先立ちまして、会議の出席者に関し、委員の皆様にお伺いをいたします。運営要綱第5条第3項、会議は副市長、政策局長、教育次長の出席を求めることができるとの規定に基づき、本会議に副市長、政策局長、教育次長が出席することについて、構成員である委員の皆様にご異議はございませんでしょうか。

○全委員 （異議なし）

○事務局 ありがとうございます。続きまして、会議の傍聴に関して、委員の皆様にお伺いをいたします。地方教育行政法第1条の4第6項では、総合教育会議は公益上の必要があると認められる場合を除き、原則公開と定められております。

本日予定の議題、「西宮市教育大綱の改定について」は非公開とする公益上の必要が認められないため、本会議を公開することに御異議はありませんでしょうか。

○全委員 （異議なし）

○事務局 ありがとうございます。それでは傍聴人の方に入室いただきます。なお、傍聴人がおくれて来られた場合も、随時入室していただくこととしますので御了承ください。

（傍聴人入場）

○事務局 それでは、総合教育会議を始めさせていただきます。

初めに、市長から御挨拶を申し上げます。

○石井市長 皆様、おはようございます。

それでは早速ですが議題に入らせていただきたいと思います。本日の議題は、西

宮市教育大綱の改定ということでございます。

まず最初に、私から、この大綱の改定を提案するに至った理由についてお話しをしたいと思います。それから、教育長から現在の大綱に対するお考えをお話しいただければと思います。その後、事務局から改定案などの説明をさせていただき、委員の皆様から御意見をいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

この教育大綱というのは平成27年4月、地方教育行政法の組織及び運営に関する法律が改正されまして、首長が総合教育会議を開催する、招集権を持つこととなりました。それから教育長と教育委員長も1つになる。そうした中で、それぞれの自治体の教育方針、方向性を明確化するために教育の目標や施策の根本的な方針を記した大綱を各自治体で作rinaさいというようなことでありました。そういう中で、地域の実情に応じてそれぞれ大綱を作るというようなことで、本市におきましては、そうした流れに沿って平成28年11月に今の大綱ができたというようなことであります。ただ、今のこの大綱に関しては、文部科学省が言っておることでもありますけれども、これは到底、不磨の大典ではございませんで、4年から5年を想定して改定することがあってもよかろうというようなことであります。首長の任期が4年であるというようなことも、1つのそうしたことであります。現時点では、3年弱が経っているというようなところであります。

さて、私自身が昨年4月に就任をいたしました。そして、その直後に議会等、もしくはこの総合教育会議でも、教育大綱についてどう考えるかというようなことが問われました。私はその際に、必ずしもこの教育大綱が悪いものとは思えないと。悪いことが書いてあるわけではないと。打ち消す必要もないだろうと。教育の継続性も必要だというようなことであり、昨年、1年半前の段階では、この教育大綱を踏襲してやっていただこうというようなことであります。

そうした中で、一方で、平成29年に、新学習指導要領が発表されたというようなタイミングもございました。また、大体4、5年に一度改正してよいという前提で作

られた大綱が、私が前段でお答えしたときには1年半しかたっていないんですけども、今はもう大体、3年たったというようなところでもありますので、ここで皆さん方と改めてこれを議論したいというような、こういうタイミングに来ているのかなと思っております。

ただ、これは私の意見でありますけれども、今の教育大綱そのものが、悪いことが書いてあるとかですね、ひどいことが書いてあるということは全く思っておりません。一方で、加筆すべきこと、今の西宮市の教育行政においてしっかりと明記をしておきたいと思うことがございます。また、この中の表現でですね、内容は悪くなくても、ちょっと表現で修正してもいいのかなと思うようなところも、ないわけではございません。

そうした中で、じゃあどういふところを私として加筆をしたい、加えたいと思っているかということについてであります。それは一言で言いますれば、「シチズンシップの醸成」というようなことであります。シチズンシップとは、「市民性」という直訳をされますけれども、OECDの中でも、このシチズンシップを教育して育ていくことは重要だということが言われております。これも釈迦に説法でありますけれども、問題を解決する能力、国家ないしそれぞれの地域の形成者として必要な制度的知識を踏まえて社会参画をするというような、そういう能力を養おうというのがシチズンシップの教育でもあります。

そうした意味で、子供たち自身が自立をし、それぞれの感性で生きていく。そのことの大切さと同時に、社会を構成する一人の市民として、それぞれ子供たちも社会の一員として参画をしていく。そういうようなことを自覚していくというようなことが大切だという、そういう強い思いがございます。

同時にそれは、今を生きる我々大人にも合わせていえることであります。社会を構成する市民が、子供たちの育ちに対しても応援をし、一端の責任を負っていく。シチズンシップを発揮して社会全体で子供たちを育ていくという。こういう2つの観点

で「シチズンシップの醸成」というようなものを、私としては加えていきたいなと思っております。

なお、先ほど学習指導要領について述べましたが、今回の学習指導要領について幾つか大きなポイントがありますけれども、私がこの文脈で2つ大きく意識をしておりますのが、1つは学校と社会のつながりについて、これが大切だというようなことが書かれております。もう1つが、主体的・対話的で深い学び。いわゆるアクティブ・ラーニングの重視というようなことが意識をされてます。このシチズンシップ教育というような意味では、後段の「主体的・対話的で深い学び」というようなことが、ある意味正解のない今の社会において、自ら問題を発見し、解決していく能力を養う、そういったシチズンシップにもつながっていくと思います。同時に、先ほど申し上げた今を生きる我々が、地域社会、子供の育ちと無縁ではないというような意味では、学校と社会のつながりというようなことも学習指導要領に沿っていることかなと思います。

既に、コミュニティ・スクールという旗を私が掲げ、教育委員会のほうでも、また、学校現場のほうでも積極的に取り組んでいただいているということで、既に動いていることではあります。そうしたコミュニティ・スクールについても、その「シチズンシップ」、「社会と学校」というような文脈でも、この教育大綱に新たに私としては加えていければなと思っているところでございます。

もう1つがですね、これは今からまた事務方のほうから説明がありますけれども、子供たちのおかれた環境について。どうしても子供の育ちというのは教育環境に左右をされると。厳しい環境に育っている、厳しい立場にある子供たちもいる。そういう子供たちへの言及、慮りというようなことも、この大綱に付記されてもいいのかなと思っております。そのあたりについても御意見をいただければと思います。

私から最後に、今回、ちょっと日程の関係で大変恐縮ながら、前川委員が欠席の中で開催をさせていただくこととなってしまいました。事前に恐縮なところをお伝えを

しながら、ちょっと御意見ありますか、というようなことでいろいろとお話を聞いて  
ですね、資料をいただいてまいりました。前川委員のいろいろな思いの詰まった、校  
園長会研修での資料というようなことでありますけれども。今日までの歴代の教育長  
が、思いをもってですね、西宮の教育に対してその時々活動された、さまざまな旗を  
掲げられたというような歴史など、大変学ばせていただきました。今日だけではあり  
ませんが、こうした歴史をあわせて踏まえながら、この教育大綱がよりバージ  
ョンアップできるように、皆さん方と検討してまいりたいというのが、今の私の考え  
であります。

以上が私からであります。そういった中で、今、教育現場を預かっていただい  
ている教育長のほうから、現在の教育大綱に関しての所見をいただければと思います。

よろしく申し上げます。

○重松教育長　　よろしく申し上げます。

教育大綱につきましては、先ほど市長が言われましたように、2016年に作成さ  
れたものですが、そのときもいろいろあったんでしょうけども、それ以後、出て  
きているのは、要するに、社会が物すごく速いスピードで変化してまして。特にAI  
についてはもう、そのときと全然状況が違っているという状況になっています。それ  
から、人生100年時代というのがはっきりと今回出てきてますので。ライフ・シフ  
トの中でどういうふうに生きていくか、要するに、今までのように、教育、仕事とか  
退職ということじゃなくて、教育を受けた後に、要するにマルチ的にさらにいろんな  
ことをやっていかないといけないということになると、リカレント教育だとかも言わ  
れてますので、どういうふうにやっていくかというのは非常に大事になります。

そこで、今回の学習指導要領に言われた、要するに4つの項目。1つは、3人に1  
人が65歳以上になり、生産年齢人口比率は約58%を占めるようになると。それか  
ら、子供たちの65%は将来、今は存在しない職業に就くであろうとか。それから、今  
後10年から20年程度で、半数近くの仕事が自動化されるだろうと。さらに、「2

045年には人工知能が人類を超える（シンギュラリティ）になるだろうとかいうことで、人間としてどう生きていくかということがこれから問われることになる、そういうことを言われています。

そこで、今回の学習指導要領に言われたことは、学校と社会が目標を共有して、社会に開かれた教育課程の実現を目指す。その中で、学校と社会がいつも協働しながら子供たちを育てていくということが非常に大切ではないかというようなことを言われています。そこに書いてありますように、学校と社会の関係で、まず資質・能力を明確化すること。そのために子供たちがどのような必要な知識・能力をつけるかと。その目的を共有したら、よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創る必要があるんだということ、お互いに同じことをやっていく。そのための連携として、地域の人材だとか物的資源だとか、社会教育との連携を図ることが必要である。この三つをやることによって、学校と社会が連携をしながら子供たちを育てていくことになるんじゃないかということ言われています。

ただ、大きく違うのは、学校の教育は目標に向かって努力する。つまり、学習指導要領に示された、これは平成10年のときに言われたんですけども、学習指導要領は最低基準だと。ですから、それ以上のことをやっていかなきゃいけないと言われてるんですけども。要するに、目標は達成価値であって、あくまでもそれは達成しなきゃいけないんだと。ところが、この教育大綱もそうでしょうけれども、地域や社会、家庭における目標というのは、そういうことを活動や行動を通していろんな能力を身につけるためにやるんだ。要するに、形成価値なんだと。達成するためにやるんじゃないくて、それによっていろんな価値がつけられるんだと。その結果として、自主性だとか自発性だとか創造性だとか運動能力だとかコミュニケーション能力だとかが身に付くんだと。だから、今回の教育大綱は、多分、その形成価値をつけるためにどうするかということやうたうほうがいいのかなどというようなことを思っています。ただ、スポーツだとか習い事だとかというのは、これはあくまでもその目標を達成することにな

っていて、それは単なる達成価値というふうに考えるほうが正しいと言われてます。

じゃあそのためにはどうするかということで。これは、学習指導要領というか、そのもとになってるのは、子供たちに「生きる力」をつけるというのが根底にあります。平成になってからというか、2000年から言われてるのは、これからの社会は知識基盤社会ですよ。ですから要するに、そこが全部根底になってるということがあります。ですから、「知・徳・体」のバランスがとれた生きる力をつける必要があるんじゃないかということで。そこに書いてあるように、「知」については、いかに社会が変化しようとして自分で課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動するという、自己教育力が大切だと。「徳」については、自らを律しつつ、他人とも協調し、他人を思いやる心や感動する心など、豊かな人間性を育てることが大切なんだと。「体」のほうは、たくましく生きるための健康や体力を増進することが大切だと。だから、知・徳・体のこのバランスがとれた子供を育てること。それが結局、将来子供たちが大人になったときに、子供たちの成長が次の社会を支えていく人材になっていくと言われてています。

それで言いますと、今の教育大綱は、かなりこれに沿ったものになってますけども、「体」の部分がほとんど触れられてないという形になってます。

例えば「知」の部分で、じゃあどういうことをやっていくかと言うと、学校のほうは、「基礎基本を確実に身につける」、「自ら課題を見つけ自ら学ぶ」、「自ら考え、主体的に判断し、行動する」、それから、「よりよく問題を解決する資質や能力」。これらを育てなければいけないというふうに言われてます。それでいくと、今の教育大綱では、「基礎基本を確実に身につける」これは学校がやることであって、教育大綱に載せるものではないというふうに思っています。あとの、「自ら課題を見つけ自ら学ぶ」とか、「自ら考え、主体的に判断し、行動する」とかいうことについては、今の教育大綱には、「自分に自信を持ち、新しいことや自分の目標に挑戦する勇気を持ちましょう」だとか、「ものごとを鵜呑みにせず、自分で判断し、自分の言葉で自



分の考えを表現しましょう」というようなことが書いてあります。ですからそれは、あとのその三つの部分も全部網羅していることになるので、その意味では大きく変える必要はないのかなと。まあ、語尾はちょっと変えるとしても、基本的なものが述べられているのかなと思います。ただ、今の大纲に書いてあるのとしては、「失敗しても、落ち着いて、そこからどうすればいいか考えましょう」というのが入ってますので、ここをどうするかと。まあ、これはこのままでもいいのかなというように思ってますけど。まあその部分で、「知」の部分は、ある程度きちんと書かれてるというふうに私は思ってます。

ところが「徳」の部分については、「自らを律すること（耐える力）」、「他人とともに協調（協調性、コミュニケーション）」、「他人を思いやる心（相手の気持ちの理解）」、それから、「感動する心（感性の育成）」というのがあります。その中でいきますと、今の教育大纲には、「自分とは違った価値観も尊重し、他に対して思いやりを持ちましょう」。それから、「社会のルールを守りましょう」。それから、「西宮や日本の自然や伝統文化に親しみ、ふるさとへの誇りを持ちましょう」というのがあります。それでいきますと、自分と違った価値観を尊重し、他に対して思いやりをもちましょうということで行くと、「コミュニケーション」だとか、それから「他人を思いやる心」というのが入ってます。ところが、そこにある「自分を律する」だとか「感動する心」というのが述べられてないので、その部分をどうするかということちょっと考える手はあるのかなと思います。それから「社会のルールを守りましょう」というのは一般的なことなので、それはそのままあってもいいかなと思いますけども。「西宮や日本の自然や伝統文化に親しみ」というのは、多分、そこが「感動する心」のことを述べてるのかなと思いますので、その辺のところのタイアップを少し考えたら、今の大纲には「知」と同じように「徳」の部分もかなり入ってるかなと思います。

それから、「体」については、大纲には「規則正しい健康的な生活を心がける」し

か入ってませんので、資料の中に「規則正しい生活」だとか、学力調査で言われた「早寝早起き朝ごはん」だとか、それから、「見る・する・支えるといったスポーツへの関わり」ということはありますけども。今回、ここに入れるとしたら、「運動に親しむように心がけましょう」というのが要るのかなと思います。それがなぜかと言うと、昨日の新聞に、運動能力の調査について載ってましたけど、ちょうど昭和60年のピークを境に、平成の元年のころからずーっと落ちたのが、そのまんま今の大人の30歳から39歳に結果として出てきてると。特に女性にはっきりと体力が低下しているという結論が出てますので。そういう意味で言うと、やはりそういうことをやっておかないと、それはもう一生そのものを背負って立つことになりますので。要するに、運動に親しむように心がけよう。そのためにどうするかって、ちょっと具体的なものも後の説明で要るのかもしれないけども。そういうことをやることによって、スポーツを通して子供たちの多くが、最後までやり遂げる力だとかいろんなことに耐える力だとか、それから、ストレスの解消だとかということにもつながっていきますので。そういうことをやることによって、ただ「体」だけじゃなくて、「徳」の部分につながるがありますので。その部分が少し要るのかなということを感じます。ですから、知・徳・体のうちの、特に「体」の部分について、もう少しつけ加える必要があるのかなということを感じます。

中身については、先ほど言いましたように、「子供たちへ」の部分はほぼタイアップされていますので、若干、不足している部分を補う形でいけばいいのかなというのを私も思います。ですから、それに合わせて、「大人たちへ」の部分をどうするかというのを、若干修正を加えれば、基本的には、この教育大綱については、できているのかなと思いますけど。

先ほど言ったように、時代が大きく変わっていますので、それに関する説明の部分のところをかなり大きく変えなきゃいけない。ですから、さっき言った「シチズンシップ」だとかいうことが、そこにかかわってくるのかなと思います。

それから、西宮市は、要するに文教住宅都市だとか、それから、平和非核都市宣言だとか、環境学習都市宣言だとか安全都市宣言とかということをやっていますので、その中に「市民が参加して」とか、「市民が協力して」という言葉が入ってますので、そのこのところも使えるのかなと。そういうことを西宮市でやってきてるので、それに合わせて、今回改定する教育大綱でも同じようにやっていくということが大切じゃないかなと。そういうことをやれば、1つのストーリーなのかなというようなことを、今回、見ていて思いました。

それからあと、「海外における生きる力に関する考え方」ですけども。同じように、やっぱりイギリスだとかオーストラリアとかは、同じように教育改革でこのようにやっています。ただ、やはり全てが、先ほど言った知識基盤社会ということで、要するに知識の部分。「自己教育力」だとか「問題解決力」だとか、それから、「21世紀型学力」だとかいうことを、非常に重点的に扱ってるので、そういう意味で言えば、西宮市の場合は、「徳」と「体」の部分も加えて扱うという意味では、大きな意味があるのかなということを思います。

あとは、「生きる力を育むために」ということで、乳幼児期からそれぞれどういうことをやらなきゃいけないかということ、幼児期から子供たちに遊びや生活を通して、最後には、子供たちが自分たちで判断して、発達段階に応じていろんなことをやるということ。これは一応、白梅学園大学の「乳幼児期に培われる生きる力に関する研究」というのを受けてまして、そのまとめの部分として使わせてもらいました。

あとの小中学校につきましては、学習指導要領のこれからの学校教育のあり方、中央教育審議会の分をちょっととってきてますので。そういう形で一応、こういうことをやっていけばできるのかなということ、参考資料として付けさせていただいたので、後で読んでいただいたらと思います。

私としては、教育大綱につきましては、そういう考え方を持っています。

以上です。

○石井市長　　ありがとうございました。

それでは、続きまして事務局より説明をお願いいたします。

安井参与より、「西宮市教育大綱の改定について」よろしく申し上げます。

○事務局　　政策局参与の安井でございます。私のほうから、お手元に配っております資料につきまして御説明をさせていただきます。

かなり具体的な話のほう進んでおるようですけれども、資料1のほうから順番にお願いいたします。

本日の資料につきましては、教育大綱の改定を総合教育会議の俎上に載せまして、第1回ということですね、改定の方向など、提出いただくために、テーマなどは設けず幅広く御意見をいただきたいという趣旨で資料のほうをまとめさせていただいております。

資料1をごらんください。A4横の資料でございますが、この資料は、「教育大綱の概要」、それから、改定に至った「課題」、それから、「スケジュール」などを載せさせていただいております。

1ページ目でございますけれども、「教育大綱の概要」でございます。こちらのほうですね、先ほど市長からもお話がありましたが、上の囲みの中、教育大綱につきましては、地方公共団体として教育施策に関する方向性を明確化するため平成27年4月1日に改正法が施行されました、地方教育行政の組織及び運営に関する法律。いわゆる地方教育行政法第1条の3で、首長に策定が義務づけられました。策定に当たりますには、1つには、政府が教育基本法第17条第1項に基づき策定する計画、具体的には、国の教育振興基本計画でございますが、この計画の中に定めます基本的な方針を参酌して策定するということがございます。2つ目には、総合教育会議で首長と教育委員が協議をして、この教育大綱を定めるということになっています。

その下、「西宮市における「教育振興基本計画」と「教育大綱」の関係図」でございます。囲みで言うと右の上ですけれども、国の教育振興基本計画がございまして、そこ

から「参酌」という矢印が2本下に伸びてございますが、右側が西宮市教育大綱につながっておりまして、これが、地方教育行政法第1条の3に基づき、国の計画の基本方針を参酌して自治体で教育大綱を定めるという関係でございます。もう一方の左側の矢印。これは、条文など書いてございませんが、教育基本法第17条第2項に基づくもので、国の計画を参酌して地方自治体でも教育の振興に係る計画を定めることを示しております。左下の、西宮市の教育振興基本計画につながっているわけですが、本市ではこの計画は、上位計画でございます西宮市総合計画の教育委員会所管分野をもって位置づけるということで代えているといった関係図になってございます。

右上の吹き出しをごらんください。国の教育振興基本計画に定める「基本的な方針」でございます。「1、夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する」ほか、4項目が定められているところでございます。

その下の囲み。現在の教育大綱の策定経過等を簡単に振り返っているところでございます。その中の2つ目の白丸、現在の教育大綱の策定に当たりましては、1つには、過去に策定した教育・子育てに関するさまざまな理念の課題認識等の確認を行いました。加えまして、教育委員、それから、子供の課題を知る有識者の方などのヒアリングを実施いたしました。3つ目の丸でございますけれども。当時の資料などを振り返ってみますと、この教育委員や有識者へのヒアリングの中では、教育の分野にとどまらず幅広く子供の育ちにヒアリングを行いまして、子供の課題と大人の課題というものを抽出していくというふうにやっております。次に、4つ目の白丸でございますけれども。これらの課題を解決するために、「子供に望む姿」と「大人に期待する姿」としてまとめましたのが、教育大綱と仕上げたものでございます。

2ページ目をお願いいたします。

現行の「教育大綱改定の課題等」でございます。

左の破線で囲んだ中が、現在の教育大綱の特徴を書いております。

上側の白抜きの箱、長所的な内容になるものでございますが。1つ目の白丸、子供を中心とした教育・子供施策の礎となる理念として策定されております。それから、2つ目の白丸、「西宮の子供たちへ」では、普遍的な、育てほしい子供像を提示いたしまして、「西宮の大人たちへ」では、この子供像に向けて保護者、地域社会の役割というものを提示した形になっているということでございます。3つ目の丸、「西宮の子供たちへ」と、それから、「西宮の大人たちへ」とですね、それぞれの文章というものが、おおむね1対1の関係でわかりやすいといった特徴がございます。

その下、網掛けの箱のほうでございます。こちらは、大綱として短所的、あるいはネガティブな面でございます。今回、大綱を改定する理由にも該当するものでございます。1つ目の丸は、学校教育がこれまでも重視してきました知・徳・体をバランスよく育むということを確認にする必要があるのではないか。今現在、なっていないのではないかということでございます。2つ目の丸。現在の大綱の主な対象が、小中学生ということで、そのようなことから、教育の基礎を育みます幼児期の育ちが学童期へどうつながるのかといった視点が読み取りにくいようなところがございまして、幼児期から青年期までを通した学びと育ちの経過が見えにくいといった面がございます。それから、3つ目の白丸。「西宮の大人たちへ」ではですね、育てほしい子供像に子供が近づくため、保護者や地域社会の役割というものが示されておりますが、大半が保護者を対象にしたと思われる内容になっており、市や学校の役割というものが明確になっていないといったところがございます。

次に、その横の左向きの矢印の中に記載している項目でございます。こちらのほうは、教育大綱を取り巻く環境等の変化、改正などの理由でございます。

黒丸で示したものは、国の動きによるものでございます。1つ目が、教育振興基本計画の改定。平成30年6月に改定されまして、参酌すべき新たな基本方針というのが示されたところでございます。これは、法律の建て付け上から見ますと、改正を検討する理由の1つになるのかなというふうに考えております。2つ目の黒丸、新学習

指導要領の全面実施が近づいてきているということでございます。新学習指導要領につきましてはそこに書いてございますように、社会に開かれた教育課程の重視や、主体的・対話的で深い学びを目指すなど、今回、新たな取り組みとして示されておりました、小学校で令和2年度から、中学校では令和3年度から全面実施ということを踏まえまして、新学習指導要領との整合を図るため大綱を見直してはどうかということを考えているものでございます。

次の項目からの白丸でございますが、1つ目は、シチズンシップの醸成でございます。御案内のとおり、地域の課題につきましては全て行政だけに解決できるものではないでございます。災害時の助け合いですとかお年寄りの支援など、市民の力が不可欠な分野というものはたくさんございます。こういった取り組みに参画する市民を増やしていくには、前向きに地域を良くしていく社会の一員として役割を果たそうとする意識を醸成していく必要がございますので、教育大綱の中でもシチズンシップの要素を入れてはどうかということを考えているものでございます。最後は、新しい時代への対応でございます。子供たちが担う新しい時代に求められる資質・能力などを反映させてはどうかということを考えているところでございます。

2ページ目の下の囲みでございまして、教育大綱改定の方向性の事務局の案でございます。結論的には三つ目の白丸のところでございますけれども。今回、全面改定をするということではなく、現大綱の良いところを生かしつつ、その内容に厚みを持たせる方向で改定を行ってはどうかというふうに考えているところでございます。その理由につきましては、1つ上の丸のところでございますが、学習指導要領や国の教育振興基本計画との整合のほか、大綱策定後に生じた新たな課題や取り組みなどを反映するための教育大綱の改定は必要であるというふうに考えているところでございます。しかし、1つ目の白丸のところ、教育大綱の策定経過は先ほど説明したとおりでございますが、現在の大綱は教育・子供施策の礎として策定されておりました、「西宮の子供たちへ」では、普遍的な育ってほしい子供像が示されていることなどを踏ま

えまして、大綱の理念ですとか根本まで改定する必要はないのではないかというふうに考えておりました、繰り返しになりますが、現大綱のいいところを生かしつつ、その内容に厚みを持たせる方向で改定を行ってはどうかと考えているところでございます。

資料、3 ページ目をお願いいたします。

3 ページ目は、スケジュールのほうでございます。今後の改定に向けてのスケジュールでございますが、今年度につきましては、この総合教育会議での意見交換や市民会議などを開催しまして、意見のくみ上げを中心に行ってまいりたいというふうに考えてございます。来年度の当初あたりに、改正原案をお示ししていきたいというふうに考えております。その後は、5月、6月あたりは進捗状況次第ではパツファとなる期間も少し設けさせていただいております、令和2年の夏以降につきましては、これは資料には載せておりませんが、並行して策定しております幼児教育・保育ビジョンと歩みを合わせるような形で、7月ごろからパブコメの準備を始めまして9月中にはパブコメを実施。11月には、取りまとめの協議を経まして完成をさせていきたいというふうに考えているところでございます。

資料1は以上でございます。

それから、資料2のほうをお願いいたします。

資料2につきましては、皆様にこの後、意見交換をしていただくのに御用意させていただきました。意見交換のポイントとなりそうな部分を抜き出したものでございますので、特にこれに意見交換のほう、こだわっていただく必要はありませんが参考にこれを入れさせていただいたものでございます。

あと参考資料です。4点ほど御用意させていただいております。

参考資料1が、西宮市教育大綱の本文そのもののところ。

それから参考資料2が、第3期の国の教育振興基本計画の概要版でございます。

参考資料3は、新学習指導要領のリーフレットでございます。こちらのほうは、も



うこのまま御覧いただければ結構かと思しますので、説明は割愛させていただきます。

参考資料4でございますが、シチズンシップについて少しまとめたものでございます。それを簡単に御紹介をさせていただきます。1ページ目をお願いいたします。

1ページ目にシチズンシップの定義、それからシチズンシップ教育の概要を載せております。これは右下にもございますように、平成18年3月に経済産業省が「シチズンシップ教育と経済社会での人々の活躍についての研究会」というものがありまして、その報告書を神奈川県立総合教育センターが要約したものを、さらに少し一部修正させていただきます、こちらのほうに載せたものでございます。

2ページ目をごらんください。平成28年12月21日付の中央教育審議会の答申でございます、この答申そのものの中にはシチズンシップという言葉は出てこないんですけども、同趣旨について述べている箇所を抜き出したものでございます。この答申が学習指導要領につながっていているものだとということで御理解いただきたいと思います。簡単に御説明いたしますと、1つ目と2つ目のポツでございますけども、シチズンシップにつながる意識などが、これはもう国際的にみて低いという指摘や、そういった面の学力に課題があるという趣旨の記述がございます。3つ目、4つ目のポツのところですけども、こちらはシチズンシップの重要性や、これが社会的な要素となっていることが記述されている部分でございます。5つ目のポツ以下につきましては、このシチズンシップを醸成するにはどういった教育が求められるのかなどについて述べたところ、こういったところを抜粋したものでございまして、また議論の参考にしていただきたいと思います。

説明は以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○石井市長      ありがとうございました。

さて、それではまず各委員の皆様から御意見、御質問いただければと思います。教育委員の皆様、就任いただいた順に、今回はお話をいただきたいと思いますので、側垣委員からよろしくをお願いいたします。

○側垣委員　　今いろいろなお話を伺って思うのは、特に、ここにポイントを合わせてということではなくて、西宮市の子供たちがどう育つべきかということについて、いろんな御意見もあるとは思いますが、先ほど市長も少し触れられたんですけども、やはり乳児期からの子供たちの育ちというものを、どういうふうに連続性をもって、思春期、それからその後の成長につなげていくのかということについて、やはり、きちっとした目安というか目途をもっていかなければいけないなど。

だから教育大綱というのは教育というのは、ほんとに生まれる前から存在することだと私たち思っていますので、そういうことをもう少し具体的にどういうふうに反映させていくのかということと、そのあたりは家庭の責任ということと、それから、その子供たちを育てる保護者に対する環境の整備というか、そういうことが、この教育につながっていくんだと思いますので、そのあたりを具体的にどういうふうに目途として更新していくのかということは、私の立場からいくとお願いしたいなと思います。それともう一つ、多様性という文言、この教育大綱の中の4番目、自分と違った価値観であったり、大人のほうについても4番目の、いろんな機会を提供しましょうというところなんですけど、最近ワールドカップの日本チームを見ていると、もう半分ぐらいが外国籍の方であるというか、そういうその多様性をもって、力を合わせて1つの社会、チームをつくっていくという、そういうふうな時代になってきていますので、西宮市の中で、やはり、そういういろんな多様性をもった人たちが存在価値を認められるような、そういうふうなものをつくっていくんだということを意思として示していく必要があるんじゃないかなと。それは多様性というのは国籍だけではなく、さまざまな価値観であったり、あるいは、いわゆる性の多様性であったり、それから家族の多様性であったり、障害を持つ、持たない、そういうふうな多様性であったり、様々なものがあるんですけども、そういうことをもう少し明確に、曖昧ではなくて明確にしていけるような、何かちょっと大綱ではあるんですけども、それに基づく、こういうふうに理解したらいいかというふうな具体的なものがあればいいなというふう

に私は思います。

それと、やはり子供たちが住みやすい社会をつくるというか、それがシチズンシップの今一番大きな目的かなと。私は何遍も繰り返し言っているんですが、2003年に国連であった「子ども特別総会」の子供代表のときの演説で、「子供にふさわしい社会は全ての人にふさわしい社会です」という、とても有名な大切な宣言があるんですけども、それからもう20年近くたちながら、なかなかそこが実現されていない大人の責任も感じますので、その演説の中で「子供は市民です」というふうな宣言がありますので、子供が市民として西宮市でいきいきと生活できるような環境をつくっていくということが、やはり教育の1つの大きな目的でもあるんじゃないかなと。だから例えば、子供がいかに自分たちが社会に参加しようとしても、そのチャンスとシステムがなければ参加もできないし、自分が市民として意識する機会もないというふうに思いますので、そこの環境をつくっていくというのが大人の責任ではないかなと。全ての施策にそれが反映されていくべきではないかなというふうに思います。

加えて、西宮市の新しい幼児教育・保育ビジョンが今検討されていますけれども、その中にも共通の課題として、この教育大綱の課題に反映されていくべきかなというふうに思います。

○石井市長     ありがとうございました。

それでは続いて長岡委員、よろしくをお願いします。

○長岡委員     私もですね、シチズンシップについて、専門のスポーツと、どんなふうに関連づけて考えられるかなというふうに思ったのですが、その大人とか、それから先生とか指導者からスポーツを教えられるだけ、つまりスポーツ消費者のようなものではなくて、スポーツ市民というか、そういう立場で子供が育っていったらいいなというふうに、そうするとシチズンシップもスポーツとの関連で考えられるのではないかなというふうに思います。つまりスポーツライフを自立していけるような、教えられるだけのスポーツライフだけでなく、みずからスポーツに親しむ。教育長

の先ほどのお話にもありましたように、運動に親しむというところのあたりが、そのシチズンシップとの関連で、やっていけるのではないかなというふうに感じました。

それともう一つなんですけれども、いただいた参考資料4の「シチズンシップ教育の概要」というところの「展開」というところで思ったんですけども、いろんな研修プログラムや何かをこう充実していくことが必要なんだということで紹介されてますけれど、学びの主体というのが研修等の参加者のみでなくて、プログラムづくりであったり、実際の見解とか評価にかかわる学習の支援者も、その主体となり得るのではないかなというふうに思います。そこでは、市とか行政の役割というのが、ここで明確にできるのではないかなと。まさにそこに協働としての課題があって、気づきとか学び合いを見出す、その関係者間の対話のありようが、シチズンシップ教育の中では重要なのかなというふうに思います。以上です。

○石井市長　ありがとうございます。

では続いて藤原委員、よろしくお願ひします。

○藤原委員　そもそも論で申しわけないんですけども、変える必要性というところが正直ピンときていないというのがございます。市長、不磨の大典ではないとおっしゃいましたが、変えるのは別に反対しないけれども、変えなくては実現できない政策というのは具体的にあるのか、あるとすれば、それは何なのかというふうな説明を求められる場面もちょっと出てくるのかなというふうには感じました。決して変えることに反対というのではなくて、きっとそういう見方は世の中の方はされるんだろうなというふうに思いました。

その論点はさておき、今回のこの西宮市の教育大綱で、私も教育委員に就任する際に読んでみて、まず特徴としては、名宛人が子供たちと大人たちという形でまとめられていると。これ非常にわかりやすいな、おもしろいなと思いました。もう一つ視点として非常にユニークだなと思ったのは、子供に敬意を払うことという視点があることです。ここはもう、いわば西宮市の教育大綱の他にない部分というようなことにな

ってくると思いますので、尊重すべきかなというふうに考えます。その上で、今回じゃあ変えるといったときに、どういう点が大切になってくるのかという意見を2点申し上げます。

まず1つは側垣委員がおっしゃった多様性の部分になります。多様性は決して、例えば国籍であるとかいったような、わかりやすい多様性だけではなくて、1つは自分とは異なる考え方を許容できる市民であるべきかなと思います。と言いますのは、昨今の情勢を見ると、ちょっとセンシティブな話になりますけれども、愛知県のトリエンナーレ事件なんてのは、ほんとに特徴的だったんですけれども、自分とは異なる意見の存在を許容できないという社会の風潮が大きいのかなと思います。自分と異なる意見の人間がいるのは当然の話で、そこに迎合する必要もなく、反対するのもいいんですけれども、異なる存在というのを認めた上で何らか議論をして、さらに何らかの解決策を見出せないかというのが、あるべき社会の形ではあると思うんですが、自分とは異なる意見だから、次のステップとして、それを国が取り締まるべきだというふうになるわけです。それは私は非常に、いや、そこに発想をもっていったらあかんでしょっていうふうに思うわけなんです。それを国が取り締まるべきだという方向性に賛成する発言をする首長もいたりして、それはどうなのというふうに思う場面が多いわけです。なので、西宮市の子供たち、大人たちには、ちょっとそういう自分と異なる意見があったからといって、それはじゃ次は国家が介入すべきだという発想の人間には正直なあってほしくない。そこはやっぱり市民間における議論というので解決すべき問題なんだという価値観というか方法論というか、そういうものをもった人間になってほしいなというふうに考えます。きっとそれがシチズンシップというところにもつながるんだと思います。シチズンシップというのは、自立した市民が、問題ごとはお互いに解決していくというふうにつながると思います。

シチズンシップの点でもう一点、私が保護者委員として思うのは、やはりPTAに関することになります。私の感覚で言いますと、PTA叩きというのが毎年恒例のよ

うに、大体2月、3月ぐらいに某一部の新聞社とかでされるんですけども、実際の保護者の感覚としては、子供のために、学校のために、地域のために役立ちたいという思いを持っている人は多数なんだと思います。それがむしろマジョリティなんだと思います。ただ、そこに入っていくことに対する時間的な制約であるとかで二の足を踏むというところがあるんだと思います。ですので、少し肩を押してあげるといところが非常に大きいと言いますか、肩を押すことによって、そのリソースというか、保護者、市民の力というのを学校現場であり、地域の現場であり、非常に大きく活用できる意味が大きいと思います。

例えば、うちの学校のことで申しわけないんですが、きのう、小学校2年生のお店探検というのがありました。これは、今年から試験的に始まったことで、新しい学習指導要領の生活科において主体的に行っているもののようです。お店探検、子供たちが4、5人の班になって商店街のいろんなお店に行って取材をするということなんですけども、それぞれの班についていく保護者のボランティアを学校のほうで募集したら、もうこれが必要十分以上に集まったということで、各班に保護者が2人ほどつけることができたというふうな状況でした。ですので、やってみたい、やってあげたいという気持ちは非常に大きいんだと思います。その辺をうまく引き出せるのが、そのおっしゃるシチズンシップというものを見出すことにつながるのかなというふうに考えております。以上です。

○石井市長　　ありがとうございました。

続いて副市長、局長にお話しいただきますけれども、後ほど大和次長にお話しいただきたいと思いますが、教育大綱が、教育現場において、どういう影響というか、受けとめというか、作用というか、そういう現場に対しての機能というか、そういうようなことについて、私見も含めて結構なんですけれども、そういうことも含めて後ほどよろしく申し上げます。

それでは北田副市長、お願いします。

○北田副市長　現在の教育大綱についてのまず感想なんですけれど、つくった当時の、一種の空気みたいなものとしては、ちょっと言葉が適切かどうかわかりませんが、子どもにワイルドになってほしい、たくましくなってほしい。こういう空気があったんじゃないかなと私はそういうふうに理解をしています。それが多分、この呼びかけの中の言葉にも少し、そういうニュアンスが入っているところがあるというふうに思います。

それそのものは、まさに悪い話ではなくて、しっかり出していくべきだと思ってまして、先般も体力の話もあった中で、なかなかこう遊び場がない、子供が自由に本当に自分たちの発想で遊んだり体を動かしたりする場所がなかなかないということが体力の低下につながっているということもあるので、子供たちにたくましくなってほしい、そういう考え方はそれは悪くないと思ってますので、それが逆に先ほど事務局からの説明もあった中で、直すべきところは直すんだけど、しっかり置いておくべきところは置いておくというところにはつながっていくことかなと思ってます。

それともう一つ全く違う観点で、逆に整理しておいたほうがいいかなと私が思ってますのは、他市の教育大綱とかを見てますと、もうちょっと幅広というか、ジャンルを幅広くとってるのが結構ありました。例えば具体的にいうと、先ほど市長が冒頭述べられた中で申し上げると、教育環境のハードの部分について述べられている教育大綱もある。具体的に言うと、今回の第5次総合計画でいいますと、例えば学校施設の長寿命化等で、お金の面でいいますと、かなり、いわゆる投資をするというような計画になってます。要は学校あるいは教育環境の整備に、市としては物すごく力を注ぐよということが、財政面でいうとPRできる面ではあるというところはあるんですけども、現在、教育大綱の特にハード面については余り言及をされてない。ただ、この配っていただいた参考資料2、教育振興基本計画などを見ても、教育施策の基盤を整備するとか、あるいは学校の安全を確保するとかいう面では、そのハードの面でのことを1つはこの教育環境の、まさに子供たちに安心して学んでもらえるとい

うところにつながっていくことと言えば、書き込むべきなのかどうかというところは一旦議論はしておくべきだろうと思っています。

それからもう一つ、幅を広げるという意味でいうと、特に側垣先生が言われました、乳児期の育ちの問題が、まず余り書かれてないというのがもちろんあります。そういうところは逆に、これも議論をしていけばいいというふうに私も思ってます。もう一方でいうと、シチズンシップのところにかかる話ではあると思うんですけども、社会人に対する教育というのは、書くべきなのかどうかというところ、リカレント教育みたいなところもあると思うんですけども、これは例えば生涯学習とかいう面にもつながっていくかと思いますので、そこまでウイングを広げるかどうかというところは一旦これは議論して整理しておいたほうがいいかなと思ってますので、私がどういう考えを持っているかというよりは、ちょっと逆に皆さんの考えをお聞きして、その辺は今回の教育大綱を特色づけるという意味でも、ウイングを広げていくのはどこまで広げていくのかというところはしっかり議論していった上で、成案をつくっていけばいいんじゃないかなというふうに思っております。以上です。

○石井市長　　ありがとうございます。

それでは田村副市長、お願いいたします。

○田村副市長　　私も内部の人間ですので、割と早い段階で今の教育大綱の案を見た記憶があるんです。ただ直接は携わってなかったのですが、実は物で見まして、正直、長く行政に携わってきた者としては、何やこれとは。藤原委員もおっしゃったように、語りかけるスタイル、これが正直、最初は違和感がありました。私たちとしたらやっぱりいわゆる計画ものの、プランものの書き方、あとまあ都市宣言なんかの書き方、そういうものしか頭になくて、このスタイルをとったというのが、正直、中のものとしては衝撃的でして、正直、プランもののような書き方にしておけば、網羅的にいろんなものを全部取り込めるような大綱につくることができるのになとか、都市宣言だったら考え方をずらっと並べる、そういうもので終わることもできるのになという感



想はもちました。ただ、やっぱり慣れてくるとこれもいいなど。内容もそうなんですけど、このスタイルもなかなかいいもんやなと思ってます。だからこそ逆に、このスタイルでいくと、いわゆる書き切れないような内容というのが当然出てくるんですけども、逆にこのスタイルだからこそ書ける内容というのを付け加えていってもらいたいなど。先ほど幾つか出てきました多様性の話とかも、このスタイルのほうがよくきちんと書けるんじゃないかなというような思いもあります。今のところはそれぐらいです。

○石井市長　　ありがとうございました。

それでは大和次長、よろしく願いいたします。

○大和次長　　今この教育大綱が、教育現場において、どのような機能を果たしているかという話題だったと思うんですけど、私見を交えまして申しますが、まず私も、この教育大綱というのが現場にしっかりと理解されるような取り組みが必要だということで、政策局とともに広報もいたしましたし、毎年発行しております「西宮教育推進の方向」という全ての教員の手におたる冊子の中にも策定のいきさつであるとか、意味であるとか、それから現在行っている施策との関連を明示するような形で周知に努めてきております。

この春から第5次総合計画が進められ、その中の教育委員会所管分の施策を、西宮市における教育振興基本計画というふうに位置づけているというところにおきましても、ざっと拾い出してみると7つの政策にわたって教育委員会が所管している施策、事業があります。それらを網羅的に見るというよりも、重点的に見たときに、この幾つかの話題が重なるんですが、1つは多様化する子供への個々の教育ニーズへの対応、特に学校教育の中で事業化しているという部分がございます。それから2点目は、指導要領でお示しされているように、これからの社会で、どのような資質能力を身につけさせるかという、これも学校教育において重点化して、幼・小・中・高において取り組もうという動きがございます。それから、3つ目は、今、北田副市長がおっしゃ

られた部分にかかわるんですが、この5次総において、社会教育、生涯学習の充実というものも、随分力を入れていこうということで、現在も取り組んでいるし、今後発展していく分野だというふうに思っております。それから最後4つ目が、これも御指摘あったように、施設の整備、子供たちの学びやすい環境とか、それから安全の保障とかという部分で、かなり金額もかけて整えていこうと。この5次総における特徴はと問われると、この4点が上げられるかなというふうに思ってます。ですから、これらと、それからその大もとになる方向、このような西宮の子供を育てましょう、このような環境の中で西宮の子供たちを育てましょうというところが合致できるような補足なり修正なりがされてくると、現場としても非常にわかりやすく、今取り組んでいることと、教育大綱でおっしゃっていることが結びついて、よりよいものになっていくんじゃないかなというふうに思います。

あと一点、子供の面からしまして、この教育大綱が出されたすぐ後に、西宮のまちの中で、例えばスポーツの面で、文化の面で、それから学校生活の面で、しっかり自分の考え方をもって活躍している子供たちというものをインタビューして、それをまとめて広報するというのも取り組んでいただきましたので、モデルを示すという意味では、特に中・高生においては、わかりやすい内容として展開したんじゃないかなというふうに思っております。以上です。

○石井市長　　ありがとうございました。

それでは続いて坂田次長、お願いいたします。

○坂田次長　　非常に雑駁な感想みたいなもので申しわけないんですが、この教育大綱ができたとき、私自身、この形がすごくわかりやすく、市民の皆さんに染み込んでいく形としては非常にいい形だなと思ってまして、この中であえて何を変えるのかなというのはすぐにピンとこなかったんですが、今日、この場でも皆さんからいただいたお話、特に各委員からいただいた話というのは、私が普段から漠然と思ってるような課題の中で、非常に思っている、大変危惧している、例えば多様性の課題である

とか、それから、側垣委員がおっしゃった、子供にとっていい社会が、大人にとってもいい社会だということで、普段、我々が漠然と思ってるものについて、非常に染み込んできましたので、そういう思い、それぞれのところについて、せっかくの機会ですから、そのあたりをこのスタイルの中にどう落とし込んでいくかということについて、取りまとめていければいいなというふうに思いました。

○石井市長　ありがとうございます。

それでは最後に政策局長、お願いします。

○太田局長　私も、今の教育大綱の感想のところからお話をさせていただきますと、まず今の大綱というのは、子供を中心とした教育子供施策の礎となる理念として策定をされておりまして、普遍的な子供とか大人のかかわり方が示されておりまして、また策定までのプロセスにつきましても、教育関係者だけではなくて、保護者の方、あるいは地域活動されてる方、事業活動をされてる方、かなりたくさんの方にヒアリングをしてつくっているものなので、内容的にはかなり練られていて、ただ、そういういろんな方の御意見を聞いたがために、少し、高い地点過ぎて、ちょっと的が絞りにくいというような内容になってるのかなという感想を持っております。ただ、内容については否定するようなところは少ないかなというふうに思っております。これでじゃあ十分かと言われると少しやっぱり物足りなさを感じているところがありまして、側垣委員のほうからも御紹介ありましたように、今、幼児教育・保育ビジョンというのを策定してるんですけれども、その議論の中で、遊びを通じてさまざまな体験、あるいは人との交流をして自己肯定感を高めるであるとか、社会性を見つけるであるとかいうことはやっぱり重要だというようなお話をしております。

また教育というのは、幼児期から学童期、それから青少年期へとずっとつながっていくものだということなんです。ですから今の大綱というのは、どちらかという対象とする子供さんがある程度、自分で判断ができるぐらいの年齢層を想定しているのかなというふうに感じております。個人的には人格形成に至るまでの幼児期から学童

期へつながる、そういう育みの点、だから、子供がいかに育てほしいかとかというところ、そこはやっぱり重要だなと思ってまして、それとあと社会全体で子供を見守っていかうという点、これはシチズンシップにつながっているかなというふうに思っておりますけれども、そういった点が少し足りないのかなというふうに感じております。

それと、この育ちの部分というのは、やっぱり画一的ではできないことなので、先ほどから委員の皆さんおっしゃってるように、多様性という話についても重要だなというふうに考えております。

そういう意味で大綱に厚みをもたせるための改定については、やっぱり進めていくべきだなというふうに考えております。以上です。

○石井市長　　ありがとうございました。

今日はまずその論点出しというのが大きな目標でありますけれども、ただこれからちょっとしばらく、自由に皆さんからいろいろ御意見をいただきたいと思っております。その中で、ちょっと一巡した後で、先ほどの件で、大和次長、今の教育大綱と、今の総合計画と、そういう意味では相関性というのが、もうちょっとクリアになったほうがいいという、そういうことですか。

○大和次長　　それは内容の話にもなってくるので、発言しにくい部分もあるんですけど、今の大綱というのは、もうほんとに、西宮市として、こんな子供に育てほしいというところに、どちらかという、一点突破型でクローズアップして書かれているものですので、そういう意味では、そのためにどのような大人の姿、どのようなまちのあり方というようところに論が進んでくれば、総合計画とのつながりみたいなものがより見えるようになってくるんじゃないかなというふうには思います。

○石井市長　　なるほど。それと合わせて、今、現場には周知に大変努めていただいているというようなことですが、これもまた私見で結構ですが、この大綱を受けて、現場の受けとめ、何かこう意識づけが変わったというかですね、そういうと

ところで、つまり私たちがどうしても学校現場はもう教育委員会に主体的にガバナンスを委ねるところでありますけども、しかし、我々の立場からして大綱を変えることによって、私たちからしてみたら強くしたいところを強くしたいと思ってやるわけですが、しかしそれは今の大綱に対する評価というような文脈で、現場の受けとめを含め、参考に聞きたいなというようなところなんです。周知に努めていただいたというようなのはわかりました。その上で、この2年、3年、この大綱というものが西宮の教育現場にあって、どういう受け止め方を現場はしたんだろうなという、ちょっとそれは参考に聞きたいと思います。

○大和次長　これも私見まじりますけど、この大綱に書かれている内容が、先ほど太田局長も触れられたように、非常に理念というか、余り具体的な内容は書かれてなくて、本当に目指す子供像のようなところですから、多くの方は共感される部分だろうというふうに思います。それと現代的な子供の弱点もきちっと捉えられてますので、大人が先回りして失敗させないような育て方をしてませんか。子供は本来もっと強く育っていくべきじゃないですかというようなメッセージも込められてるなというふうに思ってます。そのあたりは、冒頭、教育長が御説明されましたように、今後ますますAIが発展していく中で、人間がいかにか社会の中で役割を担うか、その中でどう生きるべきかという大きな問いがございますので、そこに向けた内容とも、ここに現在書かれている内容というのは非常に合致している方向だろうというふうに思ってます。

市長がお尋ねになったイメージとはかけ離れるかもわかりませんが、このパンフをもって何か先生方と議論をしているとか、学校で授業しているとかというような、そんな具体的な取り組みは余りないですけど、大きくは西宮市がどういう方向を向いて子供を育てるかということについては、現場とは共有できているというふうに感じております。

○石井市長　わかりました。

それではちょっと私ばかりお話してもあれですから、それぞれがお話足りなかったこと等々あればお願いしたいと思いますがいかがですか。

○藤原委員 逆にその変えることによって、具体的に実現したい政策とか、そういうのはあるんですか。

○石井市長 そこはですね、逆にその藤原さんの、その変える必要性についてのことですけど、私もその文脈があって、大和次長に、教育大綱が現場にどういうメッセージで届いているかというようなことを聞きたいなと思ったんですけども、その変える必要性があるかないかというようなことについては、いろいろな言い方ありますけど、例えば、他の市長部局が担う分野でも、シチズンシップの醸成、そして様々な形で市民に参加をしていただく。それから主体的にかかわってもらう。そういうことも育てていきたいというのが大きな思いとして全般的に貫く市長部局の政策としてはございます。ですからそういう意味では、語弊を恐れずに言うと、それに合わせて、教育の流れにおいても、私としては子供と社会のかかわりであるとか、そうした社会に積極的に参加をしていくという、その1つの責任であり、そういう素養を身につけるといふことの大切さを、これに付記をしたい。じゃあそれが必要なのかというような話だと、それがなくても極端な話、それはもっと上の学習指導要領に、もうそれは書かれているし、おまけに市長部局のほかの政策では、それは全部まぶされてどんどん出ていくし、事業としては出ていきます。だから先ほど、私が冒頭で言及したコミュニティ・スクールについても、コミュニティ・スクールというようなものが、今の教育大綱ではそういう匂いはしませんけれども、しかし実際、もう十数校、来年に向けて手が挙がろうとしていて、そういう素地としては、もう実際にあると。ただ、だからこそ、その教育大綱を変えなければできないかという、そうではないけれども、変えることによって、1つの大きなメッセージになるかなと。つまり学校現場であり、西宮の市民に対してであり、子供たちに対してであり、これは子供と学校、接する大人は親と先生だけということじゃない社会を目指したいよという大きなメッセージに

なるなというふうに思っております。それが私の思うところで、必要性という意味では、今のところまわっておるようなところでもありますが、しかしそれをしっかり教育現場と心合わせをして、着実に進めていきたいというのが思いでございます。よろしいでしょうか。

○藤原委員　はい。

○石井市長　その他のところで、北田副市長がおっしゃった部分で、確かに私もいろいろなまちの教育大綱を見ていて、その門構えがすごいところもあります。ただ一方で、この西宮のこのスタイルというのはまあ、今見てみると斬新でというようなことですが、この点についてはどうですか、教育長。

○重松教育長　例えば、先ほど言われたみたいに、政策としてみたいなのと合致させるのか、それか長野なんか昔からあるように、要するに10の項目があって、これずっと、もう明治ぐらいから受け継がれてますので、そういうふうなものにするのかで全然違うと思うんですね。

それと学校は先ほど言ったように、達成価値なので、あくまでも学習指導要領に則って、そのものをある程度達成しなきゃいけない。ただその中にある知・徳・体のうちの徳の部分、それはもう一番大きい、そこの部分が多分家庭や地域との連携をしないと育っていかないというふうに思っています。知の部分については、それはあくまでも学校の授業とかそういうことでやっていくわけですので、それはやり方の問題もありますけど、でもそれを家庭に帰ってから、よく言われるのは、家庭の中でいろんなことあるでしょう。そこでいろんな、その勉強したことが、例えば足し算をやったら、自分で買い物行っといでといたら、そこで使うわけですから、そこで初めてそれが使えるわけですので、そうでなかったらもう役に立たないわけなんで、ただそういう意味でいたら、やっぱりそれもつながってますし、同じように運動でも、じゃあどんな運動するんだといたら、学校で体育の授業でこんな運動をして、体系的になってますので、そのものをやっていけば、じゃあ、あとは自分で興味を持てば、こ

の部分やってもおもしろいよなというふうに、だから今最近言われている、見る・知る・つくる・支えるというふうになっているのは、そのこのとこだと思うんです。

だから今回ラグビーがあって、今までそれほどでもなかったのが、物すごい興味を持たれて、うちの妻も「ええっ、ラグビーって、こんなおもしろかったの」と、一生懸命見てますので、そういう意味では、そういうことは非常に大きいのかなと。

ですから、この大綱をどこに基準を当てるかというのでいけば、多分、家庭だとか地域とつながりながら、一番最初の人に言った、社会に役立つ教育過程の分で行けば、その部分が大きいのかなと。ですから学校で子供を育てたいと思っているので、ぜひ協力お願いしますということにもつながっていくのかなと。

今の大綱はそういう書き方になってるので、だから足りない部分をもうちょっと補ってやって、こういう西宮としては、こんな子供を育てますよというふうに行ったら、そこへつながっていくのかなと。そのためにシチズンシップを入れるのであれば、そのために協力をしてやっていきたいと思いますということになっていきますので、だから学校だけでなく家庭も同じようにやっていきたいと思います。そのために、その間のところでコミュニティ・スクールが入ってるわけなので、だから全部つながっていくので、今回コミュニティ・スクールを入れたという意味では大きいのかなと。そこをつなげば、学校と地域社会、家庭とつながりながら、同じ目標に向かって、西宮の子供はこういうふうになったらいいよねと行って育てていくという。だから全部が網羅するというのは、ちょっとなかなか難しいでしょうけど、基本的なことだけをきちっと押さえていけばいいのかなと感じますね。

○石井市長　それと今お話をお聞きして思ったのが、教育大綱に関しては、主眼は小・中学生ということで、じゃあ、その下の側垣さんおっしゃった、とっても大切なところは今、幼児教育・保育ビジョンというのをつくろうとしていると。そしてその社会人の教育というのもシチズンシップの上で大切だけど、ちょっと触れることが、この教育大綱にあってもいいかもしれないけども、メインは生涯学習のところでした。



かりとやるという。それとハードのところは、それはまたここで議論していきますけど、今の流れでいうと、それはそういう自治体もあるけれど、それに関しては、もう総合計画とかで網羅しているということでもいいんじゃないかとかいう、そういう整理があってもいいかもしれないですね。

○北田副市長　私が申し上げたのは、例えば資料1の現在の教育大綱の概要のこの、教育大綱と総合計画、総合計画イコール教育振興基本計画なんだとこういうふうに言ってるので、ここのこの、おのおの上から参酌している部分はわかるんですけど、この横の関係性がいまいち、まだ体系化というか、整理ができてないというふうに思いましたので、今市長がおっしゃったように、教育振興基本計画イコール、5次総なんですけど、これはまさに計画もので幅広く、先ほど大和次長からも紹介がありましたように、いろんなことが書いてますよね。非常に裾野が広いところなんですけども、その中で特に、こういうことに重点を置いてやりたいんだというところを、この大綱にまとめて書いてるんだみたいなのが、例えば前文なのか、どこかに少し明記されてれば、少し整理ができるんだなと思ってまして、必ずしもイコールでなければならぬと、教育振興基本計画になる5次総に書いてる内容と、教育大綱に書いてる内容が必ずしもイコールでなくてもいいと私は思ってるんですけども、であるならば、そういう整理がちゃんとできてるよということをしっかりPRしておくべきだなというふうに思います。

○重松教育長　そうですね。ですから先ほど言ったスポーツなんかでも、運動するため、そのための環境で体育館を新しくして、こうなりますよとかいうことを入れていけばいいわけで、そういう機会をたくさん増やす。スポーツをやるために、そういう条件は西宮市ではそろえてますよといけるわけなので。

だから、まあ全部がというわけにはいかないと思いますけども、でも大きな部分は必要かなと。その部分を教育大綱でつくればいいかなと。その部分を細かく入れ込んだものにしていけばいいのかなというふうに思います。

先ほど言ったように、やっぱり今言われてるのは、幼稚園、小学校、中学校というように、発達段階に応じて、どう子供を育てるかという、特に幼稚園の部分は非常に大事だと言われてますので、そこで10の項目というのが挙げられてますので、要するに子供たちがただ勉強するだけじゃなくて、いろいろな体験をして、そこでいろいろとすることが大事なんだと。小学校は低学年で基礎・基本をしっかり身につけなさいよと。じゃないと次にいろんなことをやるのにできませんよというふうに言ってますので、ですから今のアクティブラーニングも、いきなりアクティブラーニングは絶対できませんもんね。ですからそのために、小学校では基礎・基本、掛け算や足し算や、要するに読み書きそろばん、計算という、その分をしっかりやりなさいと言われてますので、だから教科書も生活科となって、社会や理科がないのも、そのためにあるわけですし、総合的な学習を入れているのもそういう意味があるので。ですから高校なんか、逆に今すごい発展してる高校は、総合的な学習みたいな形でやっていますので、ですから、その部分が基礎・基本になってきますので、今回のノーベル賞をとった人も言ってますけど、その部分をやらないと、基礎・基本の部分がきちっとできて上に積み上げていかないと、もうこれから先に日本はノーベル賞をとる人いませんよと言われてますので、その点大きいかなというふうに思います。

○石井市長　それではちょっと、若干まとめにいく方向に向けて考えていきたいと思えますけども、資料1の2ページ目と、それから資料2を改めて見ながら、またいろいろ御意見をいただきたいなと思えますが、まず資料の2のほうで、今日は1つの整理ということですけども、それぞれの項目で、例えば大綱の評価に関してはいろいろ言っていました。シチズンシップに関しては、私たくさん申し上げて、いろいろお話聞きました。というようなところでもありますけれども、一方でなかなか、この中でポイントとして、余り現時点まで言及になってないようなところがあるような気もしないでもないですけども、そういう意味では、一番最後の「子育て教育に対する西宮市の特色について」というようなところなんですけども、こういうようなもの、

西宮の特色というのは、文教住宅都市というようなところであったりとか、そういうようなことだったりするんでしょうけど、こういうようなものというのは、もうちょっとにじみ出るようなことにしておくものなのか、そこをどう考えるかですけども、これはどうですか、教育長。

○重松教育長　私が思ったのは、県立西宮高校の100周年の時に、市長がなされた、西宮はこういうふうなことで市民と一緒にやっていますよ。だから君たちがこの未来を次に背負って立ってくださいよと。あれが非常に大きいと思うんです。

○石井市長　文教住宅都市とかの文脈で言ったやつですね。

○重松教育長　はい、文教住宅都市。今環境問題も出てきてますし、だからそういうことが基盤にあるということは書き込んでもいいのかなと思います。そういう西宮市としてやっていく、そこへ皆さんも参加していただいてという形ですね。

○石井市長　なるほど。

○重松教育長　さらに、こんな子供、こういう子供も育てましょうという形が一番いいのかなと思います。

○石井市長　確かに文教住宅都市宣言というのは、今でも西宮市政の背骨の1つでもありますから、そういうような言及を、ここに改めて付記するというのは、それいいかもしれないですね。

後はそういう意味では一つ一つ、いろいろお話いただきましたけど、この資料2で、5の(1)のこの家庭というようなことに関して、これ側垣さん、どういう文脈でのこの言及が、入れるのであれば求められるかということですが。

○側垣委員　先ほどの市長からの質問で大和次長に対して、現場サイドでは、どういうふうな形でこの教育大綱が理解されているのかという質問があったんですが、もう少し広げて考えてみると、この教育大綱というイメージで、西宮市民の皆さんが、一般でどう捉えるのかという、教育という言葉が入ったら、これは学校のことでしょうみたいな、そういうふうな捉え方をしないかなと。これ、よく読んでみると、この

一番最後の理念のところ、「西宮市の教育・子供施策の礎とします」という文言としてピタッと書いてあるんですね。それと、この6つの項目、7つの項目、子供たちへ、大人たちへというのは、まさに養育の目標なんですよね。教育でというよりも、子供が育つ、子供たちをどういうふうに大人が育てるのかとか、子供たちをどう育てていくのかという、まさにそういうことなので、何か教育という一般的なイメージは、ああ、学校でしようみたいなところから、今そこを、幼児教育・保育ビジョンの中で、どういうふうに反映させていくのかというのは、これ、我々例えば保育園とか、幼児教育にかかわっている人間もやはり、教育は学校でみたいな意識がやっぱりまだまだ根強いので、そういう意味から言ったら、もっとイメージを、これ社会全体の養育の課題ですよ、教育もその中に含まれるし、教育の中にも養育があるんだよというふうなイメージをどういうふうに、こうもっていただけるのかなということから言うと、何かこう、これはもう法律で定められた教育大綱なんですけれども、何かもう少しそこら辺を整理して、西宮市全体でそういう環境を整えていきますよというふうなところに、何かもっとうまくつなげられるようなイメージはないかなと、さっきからちょっと思ってます。

だから、例えば、今質問があった、5－（1）の家庭での養育、うまくいかない場合、虐待であったり、そういうことが生まれてくる、あるいは貧困であったりというところへんで、やっぱり西宮で家庭養育、子供たちを育てるには、こういうことを気をつけましょうよ、こういうことを目指しましょうよというものの目標としても、もう全然不思議ではないことがここに書かれているので、だから、大人の考えを押しつけないとかいうことも、まさに虐待の理由になってるわけなので、そういうふうな視点で、私たちもちょっと発想をかえてみてもいいのかなと。先ほどの市長の質問で、そういう意味で私もそうかと思って、私たちがどういうふうに、この教育大綱という言葉を受けとめているのかなという、伝わり方かなと思いました。

○石井市長　　ありがとうございました。

藤原委員どうぞ。

○藤原委員　先ほどの件なのですが、教育大綱のこの形式自体、大人たちへという、大人を名宛人にしていくこと自体、私は非常に、他人ごとじゃないよということを、西宮のおよそ成人たちに対して、メッセージとしては示しているのかなと思いました。そういう意味では決して家庭教育、家庭だけじゃなくてそれは地域、大人たちにも刺さっている形式なのかなと思います。

○石井市長　だから、そういう意味ではちょっと、もし事務局でわかればあれなんですけども、教育大綱って、他のプランを教育大綱に代える自治体もありますけど、教育大綱という名前じゃなくてもいいんですか。つまり、教育大綱というと何かもう、教育現場の学校に対するお示しするものみたいな感じに見えちゃいますけど。ただその藤原さんの言っている文脈で言うと、これが藤原さんと側垣先生が言ったことを合わせて言うと、中身は大人へのメッセージではあるけれど、しかし、これ教育大綱という時点では、今、子供がもう成人してしまった親とかは見ないんじゃないかとか、じゃあ名前を変えるとか、それは。

○事務局　サブタイトルをとというのは、それはいいと思うんですが。と言いますか、反対に教育大綱は何かという話になりますと、国の教育振興基本計画も、その基本的な方針に参酌して、その教育の方向性を定めたものというのが教育大綱であるということになりますので、それに対して西宮の特色としてなにかサブタイトルとかというのは考えられるのかなというふうに思います。

○石井市長　なるほど。

○側垣委員　例えば西宮市に住民登録するときには必ずこれを読んでもらうとか、西宮に住むには、これをちゃんと理解しておいてよみたいな何か、それはそのクオリティーとか価値観がちょっとかわるかなと。これはちょっとあれですけど。

○石井市長　いやいや、そういうアプローチがあってもいいかもしれません。

○側垣委員　おもしろいかなと、今ちょっと思ったんですけど。

○石井市長　　ありがとうございます。今までのところでどうですか、長岡委員。

○長岡委員　　側垣先生のお話でいくと、連続性とかいうのはキーワードになってもいいのかなと。幼児期からずっと、ここではメインには小学生・中学生になるのかもしれないんですけども、連続性というような、なので、縦軸にずっと子供たちが育っていくのだけれども、横軸にその家庭とか学校とか地域、常にこう挟まっていくような、そういうイメージが私はあるんですけども、そういった子供たちの育ちが、縦軸に連続的にある。そして横にずっと地域や家庭や学校が常にかかわっていく。そういうところのイメージ図はあるんですけども。

○石井市長　　なるほど。そういう意味では、西宮の現時点での教育大綱は、もちろんスポットは、小・中・高校生あたりに当たってますけども、学びというのは、生まれる前、もしくは生まれたときから、ずっと一貫通貫で死ぬまで学びというのはあり得るわけだし、それが単に学校ということだけじゃなくて、いろんなところと横につながっていくというようなこともあるでしょうから、先ほど言ったマトリックスの中に、それを実際に形にするかどうかはあれとして、イメージとしては、そういうことを意識して捉えることが大切なことかもしれないですね。

○長岡委員　　その中核の部分が教育大綱になるのかなというふうに話を聞いていて思いました。

○石井市長　　ありがとうございました。

安井さん、この資料2のところで、あぶり出せてないようなところがありますか。大体いいですか。

○事務局　　はい。また引き続いて、次回以降、何かありましたら言っていただいたら結構かと思います。

すいません、先ほどちょっと大綱のことで説明が不足していました。ちょっと補足させていただくと、先ほど言いましたように、そういう国の基本計画とかを参照して定めた、その別の名称の例えばプランですとか計画というものを大綱に、この場で協

議して大綱に位置づけるというやり方も可能にはなります。例えばそれは県ですとかはそういうやり方をしているということがあります。

○石井市長 わかりました。

それでは、もし何か他にございましたら。よろしいですか。

それでしたら、この教育大綱改定の課題等という資料1の2ページのほうにちょっと戻っていただきたいんですけども、下のほうに教育大綱の改定の方向性案ということで、こちらのほうから皆さんにお示ししたこと、今回は大綱の理念や根本までも改定する必要はないのではないかなというようなことが1つと、それから2つ目、学習指導要領、教育振興基本計画との整合のほか、策定後に生じた新たな課題や取り組みなどを反映する必要があるのではないかな。そして3つ目、現大綱の良いところを生かしつつ、その内容に厚みを持たせる方向で改定を行ってはどうかという、この方向性についてですけども、これについて、これでよろしいかというのを皆さんに問いかけたいと思いますが、ここは側垣委員、長岡委員、藤原委員、この点に絞ってお願いします。まず側垣委員。

○側垣委員 基本的には冒頭に教育長がおっしゃったような形で、基本のベースはこの方向性で。ただ、どういう方法で加えるかとかはまた別だと思いますので。そのあたり今の、これからのものに必要なことを継ぎ足していくとか、そういうことが必要かなと思います。

○石井市長 ありがとうございます。

長岡委員お願いします。

○長岡委員 私も同様です。基本は変える必要はないと思いますが、今やっていることが、それから今後やっていくことがどういうものなのかということがもう少し具体的に書かれてもいいのかなというような気がします。

○石井市長 はい、ありがとうございます。

藤原委員お願いします。

○藤原委員 結論として、特に反対はないです。

○石井市長 ありがとうございます。

教育長とは事前にこういうお話をした上で、ここに来てますので、そういう意味ではそれぞれ教育委員の皆さん方から、基本的にこの方向性で今後やっていきたいと思いますというようなことで御理解いただけたというようなことでありますので、そういう方向でよろしくお願いいたします。

あと全体のことにに関して、この教育大綱のことで重ねて今後の方向とか、ご意見等あればお聞きいたしますが、いかがでしょうか。

○藤原委員 よろしいですか。

○石井市長 はい、どうぞ。

○藤原委員 具体的には方法論としては、どうするんでしょう。例えば、項目を増やすとか、そういう形になるんでしょうか。それとも既存の6項目、7項目ありますが、既存の文言を変えるのか。

○石井市長 そこは、まず今日の段階で、いやいやこれはもう全部スクラップするべきだと、全く作り替えるべきだというふうになる可能性もありましたものですから、今の段階で、これをどう拡充するかということは決まっておられません。ただ、田村副市長の言葉をかりれば、この斬新な形に「子供たちへ」「大人たちへ」というようなところは、残っててもいいんだろうかと。それから例えば前文を、もうちょっと肉厚にするというようなやり方もあるだろうし、そういうようなことで今後考えていくのかなというところではあります。逆にそういったところは次回以降ですね、まず今日、大方針で建替えでなく改修でいくという、こういうふうなことでありますから、その改修の方向性については次回以降にお示しをすることにしたいなと思います。

それでは長時間にわたりありがとうございました。

それでは本日予定をしておりました議事は終わりました。



最後に重松教育長から一言御挨拶をいただきたいと思います。

○重松教育長　教育大綱につきまして、いろんな意見をいただきましてありがとうございます。やはりなかなか難しい面もありますけど、1つの方向性というのは出てきたのかなと思ってます。これを受けて、先ほど言いましたように、学校と家庭、地域が連携しながらやっていけるような、そういう教育大綱になればいいかなと思います。これについて、また深く議論を進めていくことをお願いして、挨拶とさせていただきます。

○石井市長　ありがとうございました。

あと、最後に1つ申し上げます。今日他市で、神戸などでは、大変世の中の注目を集めるテーマで総合教育会議が開かれております。それに関して私たちと教育委員会が何か会話をしてきたわけではなく、現時点では教育委員会はしっかりやっていたので、総合教育会議では、当初の予定どおり、この大綱のことを話せばよいという、そういうことをしっかり確認した上で、今日行っておりますので、そのことも最後に付記をさせていただき終わりたいと思います。

長時間にわたり、どうもありがとうございました。

**閉会　午前11時40分**